

認定表示に必要な図書

申請書類	提出部数
サービス申込書	2部(正・副) ※行政提出用の副本を添える場合は1部追加
建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査依頼書【別記第7号様式】 ※ 変更の場合は、変更に係る技術的審査依頼書【別記第9号様式】	
建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請書【別記様式第37】	
委任状 ※ 技術的審査依頼に係るもの(認定申請に係るものは別途認定申請時に添付してください)	1部(正)

提出図書	記載すべき事項	提出部数	
各種 図面・ 計算書	付近見取図	2部(正・副) ※行政提出用の副本を添える場合は1部追加	
	配置図		方位、道路、及び目標となる地物
			縮尺及び方位
			敷地境界線、敷地内における建物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別 空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備(以下、「エネルギー消費性能向上設備」という。)の位置
	仕様書(仕上げ表を含む)		部材の種別、及び寸法
			エネルギー消費性能向上設備の種別及び内容
	各階平面図		縮尺及び方位
			間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ
			壁の位置及び種類
			開口部の位置及び構造
			エネルギー消費性能向上設備の位置
	床面積求積図		床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	立面図		縮尺
			外壁及び開口部の位置
エネルギー消費性能向上設備の位置			
断面図又は矩計図	縮尺		
	建築物の高さ		
	外壁及び屋根の構造		
	軒の高さ、並びに軒及びひさしの出		
	小屋裏の構造		
	各階の天井の高さ及び構造		
各部詳細図	縮尺		
	外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法		
各種計算書	建築物のエネルギー消費性能に係る計算及びその他の計算を要する場合における当該計算の内容		

設備関係図書（非住宅の場合）	機器表	空気調和設備	熱源機、ポンプ、空気調和設備その他の機器の種別、仕様及び数
		空調機以外の機械換気設備	給気器、排気器その他これらに類する設備の種別、仕様及び数
		照明設備	照明設備の種別、仕様及び数
		給湯設備	給湯器の種別、仕様及び数
			太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	節湯器具の種別及び数	
	仕様書	昇降機	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備の種別、仕様及び数
		昇降機	昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法
	系統図	空気調和設備	昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法
		空調機以外の機械換気設備	空気調和設備の位置及び連結先
		給湯設備	空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先
		空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	給湯設備の位置及び連結先
	各階平面図	空気調和設備	縮尺
			空気調和設備の有効範囲
			熱源機、ポンプ、空気調和器その他の機器の位置
		空調機以外の機械換気設備	縮尺
			給気器、排気器その他これらに類する設備の位置
		照明設備	縮尺
			照明設備の位置
		給湯設備	縮尺
給湯設備の位置			
配管に講じた保温のための措置			
昇降機		節湯器具の位置	
		縮尺	
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	位置		
	位置		

2部(正・副)  
※行政提出用の副本を添える場合は1部追加

設備関係図書 (非住宅の場合)	制御図	空気調和設備	空気調和設備の制御方法	2部(正・副) ※行政提出用の副本を添える場合は1部追加
		空調機以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法	
		照明設備	照明設備の制御方法	
		給湯設備	給湯設備の制御方法	
		空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備の制御方法	
設備関係図書 (住宅)	機器表	空気調和設備	空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	2部(正・副) ※行政提出用の副本を添える場合は1部追加
		空調機以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	
		照明設備	照明設備の種別、位置、仕様及び数及び制御方法	
		給湯設備	給湯器の種別、仕様、数及び制御方法	
			太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法			

- 上記書類のほか、必要に応じて、住宅型式認定書、型式住宅部分製造者認証書、又は特別評価方法認定書を取得している場合はこれらの書類、計算書入力シート、特定の性能を表示したカタログ等を提出してください。
- 変更の依頼を行う場合は、変更する部分の図書を提出してください。  
変更前の技術的審査が当社以外の審査機関である場合、又は適合証交付後5年を経過したものである場合は、変更図書に加えて、変更前の認定申請図書が必要となります。